

平成二十二年四月十三日提出
質問第三八二号

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書

本年四月十日付読売新聞夕刊一面に、「『米兵裁判権を放棄』 日米が秘密合意 一九五八年文書で判明」との見出しで、一九五二年に締結された旧日米安全保障条約の付属協定である日米行政協定により、日本に駐留する米兵らの事件に関し、実質的に米国側に裁判権を譲るとしたとの密約（以下、「裁判権密約」という。）を示す文書が作成されていたことが、外務省の調査で明らかになったと報じられている。右の記事（以下、「読売記事」という。）と二〇〇八年六月十日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第四五六号。以下、「政府答弁書」という。）を踏まえ、質問する。

一 「裁判権密約」に関しては、「読売記事」同様、二〇〇八年五月十八日付の北海道新聞でも、同月十七日までに機密解除された米国立公文書館の複数の文書の中で、それを示すものが見つかった旨報じられていた。過去の質問主意書で、「裁判権密約」は存在するのかと問うたところ、「政府答弁書」では「御指摘の『文書』については、具体的に何を指すのか明らかではないが、刑事裁判権に関し、我が国が一定の場合に、我が国の当局が有する裁判権を行使する第一次の権利（以下「第一次裁判権」という。）を放棄することについてアメリカ合衆国側との間で合意していたとの事実はなく、外務省として確認することは

行っていない。」、「米軍人による犯罪について、我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄したことはない。」、「刑事裁判権に関し、我が国が一定の場合に、我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄することについてアメリカ合衆国側との間で合意していたとの事実はない。」との答弁がなされていた。これら答弁の起案・作成、及び決裁に関わった者の当時の官職氏名を全て明らかにされたい。

二 「読売記事」の内容は事実か。今回、「裁判権密約」を示す文書が外務省において見つかったというは事実か。

三 昨年十一月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七三第一号）では、「お尋ねについては、現在行っている四件のいわゆる『密約』の有無をめぐる問題の調査をまずは終えた上で、適切な対処の仕方を検討したい。」と、「裁判権密約」については、先に外務省において有識者委員会が結成され、調査が行われていた四つの密約の件が片付いてから対処の仕方を検討する旨の答弁がなされていた。同省として、いつ、誰の責任の下で「裁判権密約」に関する調査を開始し、具体的にどの様な方策をもって調査を行っていたのか、詳細に説明されたい。

四 一で指摘した様に、「政府答弁書」において嘘の答弁がなされていたのはなぜか説明されたい。

右質問する。